

研修名	専門課程 まちづくりにおける再開発手法等の活用【集合】(令和6年度～)					事務	技術
	(昭和45～令和5年度:「都市再開発」)					○	○
目的・重点事項	<p>都市再開発事業等に関する基本知識、幅広い意識とビジョンの涵養及び最新の専門知識の修得を図ることを目的とする。</p> <p>以下の点を重点項目とする。</p> <p>① 都市再開発事業等に関する基本法令等、基礎知識の修得</p> <p>② 再開発事業等の初動期から事業完了後の管理・運営等について、具体都市の事例紹介等を交えた専門知識、知見の修得</p> <p>③ 課題研究による都市再開発等に関する課題抽出、問題解決能力の向上</p>						
対象者	<p>国土交通省、他府省、都道府県、政令指定都市、特別区、市、町村、独立行政法人等又は団体の職員で、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 地方整備局の係長又はこれと同等の職にある者</p> <p>② ①の者と同程度の能力を有すると認められる者</p>						
定員(人) ※目安	国土交通省	他府省	地方公共団体	独立行政法人等	団体	計	
	5	1	26	2	1	35	
研修期間	54.5時間 11日間			令和6年10月15日(火)～ 令和6年10月25日(金)			
カリキュラム内容 (予定時間)	<p>1. 講義(26.0)</p> <p>①市街地再開発事業制度の概論、都市再開発法及び関連法、税制、助成制度、立地適正化計画制度によるコンパクトなまちづくり等</p> <p>②組合施行再開発事業の運営と資金計画、初動期の地元調整と基本計画、法定再開発事業における不動産評価、権利変換と損失補償の実践、権利変換計画の策定(演習)等</p> <p>③事業評価の基礎、再開発ビルの管理と運営、再開発会社施行、再開発事業の実施による経済波及効果、地方都市における再開発事業等</p> <p>2. 課題研究(18.0)、課題地の現地調査(4.0)</p> <p>3. 現地見学(4.0)</p> <p>4. その他(2.5) 入校式、修了式、オリエンテーション、ガイダンス</p> <p style="text-align: right;">計 54.5</p>						
前年度からの 主な変更点	・研修名の変更(都市再開発→まちづくりにおける再開発手法等の活用)						
担当 国交大・本省	<p>国交大:計画管理部 都市計画科 (TEL:042-321-6947)</p> <p>本省:都市局 市街地整備課、住宅局 市街地建築課</p>						
備考	テキスト代(予定)33,000円 移動交通費(調整中)						